

# 川越市農業振興審議会委員公募要領

令和2年 6月 9日  
産業観光部長 決裁

## 1 公募の目的

平成31年度から新たにスタートした川越市農業振興計画の進捗管理を行うにあたり、消費者としての視点など、市民の意見を幅広く取り入れるため、委員の一部を公募します。

## 2 応募資格

公募の資格は次の条件にすべて該当する方とします。

- (1) 満20歳以上で、市内に在住又は在勤・在学されており、川越市の農業に関心のある方。
- (2) 平日（夜間を含む）に開催する会議に出席可能な方。  
※審議会は、年間で1～2回程度開催する予定です。
- (3) 現に市が設置する附属機関等の委員でない方。

## 3 定員

2名程度

## 4 任期

委嘱の日から2年間（委嘱は令和2年10月を予定）

## 5 応募方法

川越市農業振興審議会公募委員応募用紙に必要事項を記入し、「川越市の農業がより魅力あるものになるには」に関する作文（800字程度・書式自由）を添え、8月6日（木）までに農政課に申し込むものとします。（郵送の場合は必着）

※応募は郵送・持参のほかインターネットにより受け付けます。

## 6 周知方法

広報川越7月1日号・市ホームページに掲載

## 7 選考方法

「川越市農業振興審議会の公募に関する実施要領」に基づき、「川越市農業振興審議会公募委員選考会議（以下「選考会議」という。）を設置し、選考会議の委員が選考を行います。公募委員の選考は作文により行い、応募者が提出した作文は、選考会議の委員が別に定める選考基準により、それぞれ点数評価します。なお、作文の審査に当たっては、氏名、応募者住所等の個人情報が見えるものは明示せず行います。

※提出頂いた作文等の返還はしません。